



“りそにゃ”と

確定拠出年金・加入者の皆さまへのお役立ちニュースレター

まなぼ！

Study

2022

June

6月

制度〈基本〉

運用・商品〈基本〉

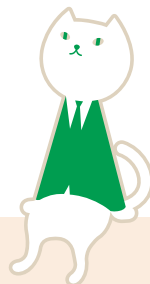
運用・商品〈実践〉

その他

under 65

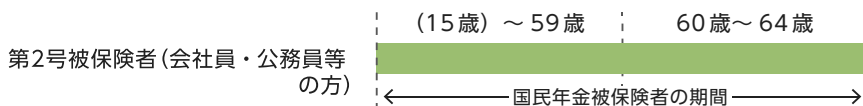
60歳以降もiDeCoに加入できる人は誰？

2022年5月からiDeCoの加入可能年齢が65歳未満に拡大されました。60歳以降の加入は、国民年金の被保険者であることが条件です。詳細を確認しましょう。



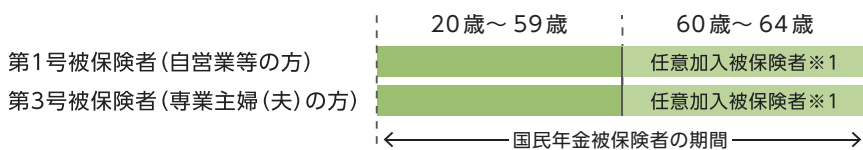
60歳以降も65歳になるまで、iDeCoに加入できるのは、

●60歳以降も会社員・公務員として働いている方（第2号被保険者）



※企業型DCの加入者の場合は、会社の規約でiDeCoの併用が認められている必要があります。
2022年10月からは、この制約が無くなり、原則個人毎の選択で、iDeCoに加入できるようになります。
(マッチング拠出を導入している企業では、マッチング拠出かiDeCo加入かを個人毎に選択可能になります。)

●60歳以降も国民年金に任意加入している自営業やフリーランス、主婦の方（第1・3号被保険者）



※1 国民年金の任意加入被保険者とは、以下の理由等により、60歳以降も希望して国民年金に加入している方です。

- ・60歳までに老齢基礎年金の受給資格(10年)を満たしていない
- ・40年(480月)の納付済期間が無いため老齢基礎年金を満額受給できない等で、年金額の増額を希望する

※海外に居住する日本人で、国民年金に任意加入している20歳以上65歳未満の方も、iDeCoに加入できるようになりました。

注意 iDeCoの老齢給付金を受給された方、公的年金を65歳前に繰上げ請求された方は、60歳以降にiDeCoに加入できません。

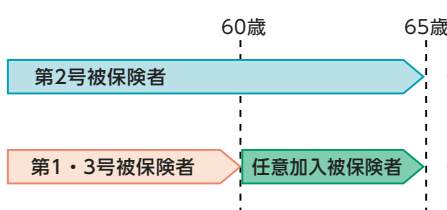
60歳以降にiDeCoに加入するための手続き

●60歳以降にiDeCoに新規加入される方、運用指図者で再加入される方は、新たに加入のお手続きが必要です。「加入申出書」と、「事業主の証明書」又は任意加入者用の「別紙」をご提出ください。

●第2号被保険者で60歳誕生日が今年の5月2日以降の方は、自動的に掛金が継続されますので、お手続きは不要です。

●第1・3号被保険者で60歳以降もiDeCoの継続加入を希望される方は、60歳到達の前月10日頃までに、任意加入者用の「種別変更届」と「別紙」をご提出下さい。この届出が無いと、60歳到達時に資格喪失し、再加入手続きが必要になります。

iDeCoの加入者が、60歳以降も掛金を継続する手続き



60歳到達後も引続き掛金が継続されます。
(掛金の継続手続き不要)
※運用指図者の方は再加入の手続きが必要です。

任意加入者としての手続きが必要です。
(任意加入被保険者の方は、任意加入の申出受理通知書の写しを添付/手続き中のの方は、申出年月日を記入)



加入者サイトに入ってみよう！

りそな銀行確定拠出年金加入者サイトでは、皆さまの資産状況、運用商品状況のご確認、将来の受取金額シミュレーション、各種お手続きを行っていただけます。



<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/dc/login>

2022年6月発行

りそな銀行 年金業務部 確定拠出年金室
〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1

本レターに関するお問合せ先

りそな銀行 確定拠出年金コールセンター

☎ 0120-401-987+「2#」

※海外からは国際フリーダイヤルをご利用ください。

本レターの無断引用・転載はお断りします。